

# 山梨県公報

第二百七十二号

令和四年

三月三十一日

木曜日

## 目次

### 告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置の一部改正	一〇五
○児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示	一〇五
○保安林の指定の予定(四件)	一〇五
○山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正	一〇七
○山梨県指定有形文化財の指定の解除	一〇七
○山梨県指定有形民俗文化財の指定の解除	一〇七
○山梨県指定史跡の指定	一〇八
○道路の区域変更(五件)	一〇八
○都市計画事業の認可	一〇九
○山梨県手数料条例別表第二の百七十三の二の項の知事が指定する者	一一〇
○建築基準法に基づく道路位置指定	一一〇
公 告	
○公益社団法人山梨県シルバーク人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定	一一〇
○令和四年度前期技能検定の実施	一一〇
○令和四年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施	一一四
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(五件)	一一九
○基本測量の実施	一二〇
○公共測量の実施	一二〇
○公共測量の終了	一二〇
○開発行為に関する工事の完了について	一二一
その他	
○山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程	一二一
○県営住宅等の管理の代行について	一二一

## 告示

### 山梨県告示第七十号

山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置(令和三年山梨県告示第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

本則の表委員の任期の欄中「令和四年三月三十一日」を「令和四年五月三十一日」に改める。

### 山梨県告示第七十一号

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程(昭和四十七年山梨県告示第四百七号)の一部を次のように改正する。

別表第一D1の項中「九、〇〇〇円以下」を「二円から九、〇〇〇円まで」に改め、

同表備考5(三)を削る。

別表第二D1の項中「九、〇〇〇円以下」を「二円から九、〇〇〇円まで」に改め、

同表備考3(三)を削る。

別表第三D1の項中「一二、〇〇〇円以下」を「二円から一二、〇〇〇円まで」に改め、

同表備考3(四)を削る。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の規定は、令和三年七月一日から適用する。

### 山梨県告示第七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 山梨市牧丘町牧平字向川三三八二、三三八二の内、字藤原三六

- 一八
- 二 指定の目的 水源の涵養かんよう
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 韮崎市穂坂町三之蔵字蛇石沢四〇三八、四〇四〇、四〇四二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字蛇石沢四〇三八・四〇四〇・四〇四二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。  
令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南アルプス市築山字坂ヒタイ五一一、飯野字飯平四九九七の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字坂ヒタイ五一一・字飯平四九九七の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 甲州市塩山上萩原字菖蒲沢二九〇五地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、二九〇五、二九〇五の二、二九〇五の五、四八六八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字菖蒲沢二九〇五地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、四八六八(次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第七十六号**

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 1 (1)の表を削り、1 (2)の表を1 (1)の表とする。
- 2 (1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部強度試験の款及び精密測定

**山梨県告示第七十七号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項による重要文化財の指定があつたので、山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定は解除された。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県指定有形文化財  
（建造物の部）

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
上野家住宅 附上野館 相地家之 図二枚 相地家判 書（前図 に附属） 一冊 上野左近	五棟	主屋（一棟） 桁行 一九・五メートル 、梁間八・二メー トル、入母屋造、 茅葺、四面庇付、 南面式台及び西面 便所附属、棧瓦葺 表門（一棟） 長屋 門 桁行一四・八	上野昇	山梨市東七五 八	同上

地家図二 枚 上野家間 取古図一 枚 上野系譜 一卷 由緒書一 冊 宅地（一七 、六六二 ・五九平 方メート ル） 右の地内 の土塁、 渚、水路 、井戸、 築山並び に鎮守大 桜天神等 を含む。	メートル、梁間四 ・六メートル、切 妻造瓦棒入鉄板葺 （もと茅葺） 文書蔵（一棟） 土蔵造 桁行五・ 七メートル、梁間 三・七メートル、 二階建、切妻造、 東面庇付、棧瓦葺 穀蔵（一棟） 土蔵 造 桁行七・一メ ートル、梁間二・ 八メートル、切妻 造、棧瓦葺 質蔵（一棟） 土蔵 造 桁行九・三メ ートル、梁間三・ 八メートル、二階 建、南面庇付、棧 瓦葺			
--	--	--	--	--

**山梨県告示第七十八号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十八条第一項による重要有形民俗文化財の指定があつたので、山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第二十七条第五項の規定により、次の山梨県指定有形民俗文化財の指定は解除された。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県指定有形民俗文化財

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所

食行身祿の御身拔及び行衣野袴	一具	田辺英一	富士吉田市上吉田五三番地
----------------	----	------	--------------

**山梨県告示第七十九号**

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十一条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定史跡として指定する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県指定史跡名勝天然記念物（史跡の部）

名称	員数	所在地	所有者	指定地域
上の平遺跡の方形周溝墓群		甲府市下向山町字上の平	山梨県	甲府市下向山町字上の平のうち、二八、二八九平方メートル

**山梨県告示第八十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和四年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府中央右左口線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
	(メートル)	(メートル)	(メートル)

甲府市大津町字高町二一九二番八地先から甲府市大津町字高町一〇八八番三地先まで	旧 三四・六〇 三四・八	新 三四・六〇 六一五・〇	一四・一
--	--------------------	---------------------	------

**山梨県告示第八十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から令和四年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日 山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 駒ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
	(メートル)	(メートル)	(メートル)
北杜市白洲町大坊字前田一九六番三地先から北杜市白洲町大坊字前田一四二番一地先まで	旧 四・二〇 七・六	新 五・四〇 九・一	一六四・三

**山梨県告示第八十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から令和四年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐早川線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市芦安芦倉字下セヒロ官有無番地地先から 南アルプス市芦安芦倉字下セヒロ官有無番地地先まで	五・九	九・〇	一〇・七	一七二・八
	一〇・七	五三・九		

**山梨県告示第八十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田山中湖自転車道線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡山中湖村山中字梁尻一四七四番五地先から 南都留郡山中湖村山中字梁尻一四七四番六地先まで	五・七	五・七	七・六	一〇・六
	七・六	二一・八		

**山梨県告示第八十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和四年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡小菅村字奥之茅六二番一地先から 北都留郡小菅村字奥之茅六二番一地先まで	一六・九	一六・九	四三・六	六六・八
	四三・六	四六・四		

**山梨県告示第八十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・十五号 住吉四丁目善光寺線
- 二 施行者の名称 甲府市
- 三 事業施行期間 令和四年三月三十一日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県甲府市善光寺一丁目地内
  - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十六号

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）別表第二の百七十三の二の項の知事が指定する者は、公益財団法人マンション管理センターとする。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年三月二十四日
- 二 指定道路の位置 韮崎市旭町上條北割字桜木千九百九十一番六十八
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五四・二七メートル

公 告

● 公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業種（日本標準産業分類の中分類）	職種（厚生労働省編職業分類の中分類）	市町村の区域
〇一―農業	四百六十一―農耕作業員	北杜市 韮崎市

九十八―地方公務

七百八十九―その他の運搬・清掃・包装等の職業  
七崎市 甲府市  
大月市 都留市  
上野原市  
甲州市 山梨市  
富士吉田市  
富士河口湖町  
西桂町 忍野村  
山中湖村 鳴沢村 富士川町  
身延町 南部町 早川町 市  
川三郷町 甲斐市 中央市 昭和町 南アルプス市 笛吹市

- 二 指定年月日 令和四年三月二十四日

● 令和四年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 実施職種

- 1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、機械加工職種マシニングセンター作業の実技試験は、実施しない。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし

家具製作	建設機械整備	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	仕上げ	めっき	建築板金	鉄工	金属プレス加工	放電加工	機械加工	金属熱処理	casting
家具手加工作業法	なし	配電盤・制御盤組立て法	なし	なし	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	電気めっき作業法	内外装板金施工法	構造物鉄工作業法	なし	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	一般熱処理作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業法
家具手加工作業	なし	配電盤・制御盤組立て作業	なし	コールドチャンバダイカスト作業	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	電気めっき作業	内外装板金作業	構造物鉄工作業	なし	数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業	一般熱処理作業	鋳鉄鋳物鋳造作業

表装	貴金属装身具製作	サッシ施工	熱絶縁施工	内装仕上げ施工	防水施工	畳製作	タイル張り	左官	とび	石材施工	プラスチック成形	建具製作
壁装施工法	なし	なし	保温保冷施工法	プラスチック系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上げ施工法 化粧フィルム施工法	ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シーリング防水施工法 改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法 FRP防水施工法	なし	なし	なし	なし	石張り施工法 石積み施工法	射出成形法 真空成形法	木製建具手加工作業法
壁装作業	なし	なし	保温保冷工事作業	プラスチック系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 化粧フィルム工事作業	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業	なし	なし	なし	なし	石張り作業 石積み作業	射出成形作業 真空成形作業	木製建具手加工作業

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

塗装	左官	とび	建築大工	電子機器組立て	機械検査	仕上げ	機械組立仕上げ法	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	検定職種	フラワー装飾	塗装	建築塗装法 金属塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業
金属塗装法	なし	なし	なし	なし	なし	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	一般熱処理作業法	なし	なし	学科試験の選択科目	なし	なし	なし	なし
金属塗装作業	なし	なし	なし	なし	なし	機械組立仕上げ作業	機械組立仕上げ作業	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 マシニングセンタ作業	一般熱処理作業	なし	なし	実技試験の選択科目	なし	なし	なし	なし

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

フラワー装飾	なし	なし
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ施工法	溶融ペイントハンドマーカ工事作業

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和四年六月七日(火) から同年九月十一日(日) までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日を行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和四年五月三十一日(火) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内) において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種	職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	令和四年七月十日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	令和四年八月二十一日(日)
2 三級 金属熱処理	2 三級 金属熱処理	

一級及び二級 機械加工 鉄工 めっき ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	令和四年八月二十八日(日)
1 一級及び二級 鑄造 放電加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施 工 表装 フラワー装飾	令和四年九月四日(日)
2 単一等級 路面標示施工	

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

(1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(2) 特別永住者証明書又は在留カード

(3) 健康保険被保険者証

(4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限り。)

(5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

(6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限り。)

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面  
2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円

(2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、令和四年四月一日において二十五歳未満の在職中のもの(実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者に限る。)(4)において同じ。)(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。)

(3) 二級又は三級を受けようとする在校者(職業能力開発促進法(昭和四十四年

法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。)を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。)

又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(4)において同じ。)(4)に掲げる者を除く。)

一の検定職種につき一万二千二百円

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、令和四年四月一日において二十五歳未満の在職中のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)

一の検定職種につき三千二百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千二百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和四年四月四日(月)から同月十五日(金)まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求めるときは、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

山梨県公報 第二百七十二号 令和四年三月三十一日

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和四年八月二十六日(金)(金属熱処理を除く三級職種に限る。)又は同年九月三十日(金)に県庁東側の掲示板上受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課(電話〇五五―二二三―一五六六)又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和四年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施  
 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
 令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種等  
 1 実施職種

(一) 二級 二級の検定職種のうち前期(令和四年四月一日から同年九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。)又は後期(同年十月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業

金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めつき	電気めつき作業法	電気めつき作業
仕上げ	金型仕上げ法	金型仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
寝具製作	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業

紙器・段ボール箱製造	印刷	製本	プラスチック成形	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	建築大工	とび	タイル張り	型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	塗装
印刷箱製造法	なし	なし	射出成形法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	ボード仕上げ施工法	保温保冷施工法	建築塗装法 金属塗装法 噴霧塗装法
印刷箱製箱作業	なし	なし	射出成形作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	鉄筋組立て作業	なし	ボード仕上げ工事作業	保温保冷工事作業	建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業

工業包装	なし	なし
<p>(二) 三級 三級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。</p>		
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法 非鉄金属鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業 非鉄金属鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めつき	電気めつき作業法	電気めつき作業
仕上げ	金型仕上げ法 機械組立仕上げ	金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業

製本	印刷	紙器・段ボール箱製造	建具製作	家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	プリント配線板製造	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査
なし	なし	段ボール箱製造法 印刷箱製造法 貼箱製造法	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板製造法	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	なし	なし	なし
なし	なし	段ボール箱製造作業 印刷箱打抜き作業 印刷箱貼箱作業 印刷箱貼箱製造作業	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板製造作業	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業	なし	ホットチャンネルダイカスト作業 コールドチャンネルダイカスト作業	なし

内装仕上げ施工	防水施工	施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	タイル張り	左官	とび	かわらぶき	建築大工	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	石材施工	プラスチック成形
プラスチック系床仕上げ施工 カーペット系床仕上げ施工 鋼製下地施工 ボー	なし	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工法 石張り施工法	圧縮成形法 射出成形法 ブロー成形法
プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工	なし	なし	鉄筋組立て作業	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工作業 石張り作業	圧縮成形作業 射出成形作業 ブロー成形作業



製造	印刷	製本	プラスチック成形	石材施工	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	建築大工	かわらぶき	とび	左官	タイル張り	配管	型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送	施工
	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

防水施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	ウエルポイント施工	表装	塗装	工業包装
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

2 受検資格

- (一) 1(一)に掲げる随時実施する二級の検定職種の技能検定については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)(以下「旧規則」という。)(第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (二) 1(二)に掲げる随時実施する三級の検定職種の技能検定については、当該検定職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (三) 1(三)に掲げる随時実施する基礎級の検定職種の技能検定については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。
- 二 試験の方法 実技試験及び学科試験
- 三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

- (一) 実技試験 一万八千二百円
- (二) 学科試験 三千円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 随時

5 提出先 甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

- (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。
- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

- 1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。
- 2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（大泉地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年四月二十八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年五月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年九月三十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（平井出地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年四月二十八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年五月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年九月三十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（平久保地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年四月二十八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年五月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年九月三十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（久保入・伊豆の宮地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年四月二十八日まで
- 三 縦覧場所 甲斐市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年五月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年九月三十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（大久保地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告

に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年四月二十八日まで
- 三 縦覧場所 甲斐市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年五月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年九月三十日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（航空重力測量）
- 二 測量の地域 県内全域
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により新環状道路建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 笛吹市春日居町鎮目一円
- 三 測量の期間 令和四年二月十五日から令和四年七月二十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知



令和四年三月三十一日

山梨県住宅供給公社理事長 大 儀 健 一

一 管理を行う者

山梨県住宅供給公社

二 管理を行う県営住宅等

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）別表第一に掲げる  
県営住宅等のうち山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四  
十九号）第二十三条の二で定めるもの以外の県営住宅等

三 管理の内容

1 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の  
金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務その他1に付随する業務  
管理を行う期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで